



▲食品の安全、計量検査をする宇土市生活指導協力員

今年度は、長期にわたる経済不況からの脱却をめざして、国内需要拡大のために思い切った施策が講ぜられますが、このような経済社会環境の変化に対応する消費者行政の推進について、より一層の配慮と努力が必要であります。

このため県民の消費生活の実態及び意識など十分把握しながら消費者保護に関する各法令の施行に万全を期するとともに、先般九州各県に先がけて制定された「県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」の積極的な運用を図ります。

★消費者行政推進費……………七百九十四万円

消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法等に基づく諸検査を実施するとともに、消費者保護条例に基づく危険商品の防止、規格表示等の適正化の推進並びに消費者苦情の処理促進等を行います。

☆消費者の実態及び意識調査……………百十万円

民間モニターを通じ県民の消費生活の実態及び消費者意識を調査し、行政に対するニーズを適確に把握します。

★省資源運動推進事業……………二百八十八万円

省資源、省エネルギーの意識を高め、自主的な県民運動の推進を図るため、県

民大会の開催その他のPR活動を行うとともに、モデル市町村（十一）の育成を行うことで地域の実践活動の促進を図ります。

★地域食品認証制度事業……………百万円

納豆、かまぼこ、豆腐などの地域食品について、県の認証マーク制度により品質の向上と販売上の利便を図っておりますが、本年度は認証工場の点検、指導を行うとともに、認証品の試買検査を行い、適正な運営を期します。

★消費者啓発事業……………千六百万円

「消費者保護基本法」制定十周年記念行事として消費生活展を開催し、また消費生活に必要な情報提供と知識の向上を図るため「消費生活ニュース」を毎月発行するほか、消費生活センターにおいて各種研修講座の開設、商品テスト並びにテレフォンサービスなどを行います。

★物資・物価対策事業……………千八百八十九万円

職員及びモニターにより毎月生活関連物資価格動向等の監視調査を実施するほか、毎月「物価ニュース」を発行して県民に情報提供を行い、また消費者及び事業者の懇談会等を開催して物価問題に対する啓発を図ります。



▲心身ともに健やかな子どもを育てるための乳幼児検診

母子保健施策を推進するためには、地域住民の生活に密着した市町村レベルでの事業を強化することがより効果的です。

このため、市町村において各種母子保健事業を効率的に実施することにより、積極的に母子保健の向上を図ります。

☆医薬品検査センター改築費助成……………五百万円

公害関係等の試験検査機能の強化を図るため、医薬品検査センターの改築について助成します。

☆胃がん検診車等整備補助……………千二百万円

対がん協会等に対し、胃がん検診車等の整備補助を行い、成人病対策事業の充実を図ります。

★妊産婦の保健対策……………五千六百五十四万円

妊産婦の健康管理を徹底して、乳児、新生児の死亡を低下させるため、医療機関に委託して実施する妊婦健康診査を拡大強化します。

また、妊産婦の健康診査及び保健指導を促進する一方、保健所保健婦等による妊産婦の訪問指導の充実を図ります。

★0歳児医療助成……………二億五千六百四十一万円

早期治療を促進し、保健衛生の増進と健全な育成を図ることは疾病に対する抵抗力の弱い乳児にとって重要です。この

ため、0歳児の医療費の無料化を推進します。

★小児慢性特定疾患治療研究……………九千七百五十八万円

原因や治療がはっきりせず、その治療が長期間にわたる慢性疾患（慢性腎炎、ぜんそく等九疾患）に罹患している十八歳未満（疾患によっては二十歳未満）の児童で一カ月以上入院治療が必要なもの（疾病によっては通院も可）について、医療機関に委託し、治療研究を行い、その自己負担の医療費を公費で負担します。

★先天性代謝異常検査事業……………千三百八万円

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常は放置すると精神薄弱などの症状をきたすので、新生児について血液検査を行い、異常を早期に発見し治療することにより障害の発現を防止します。

★食品衛生対策……………三千二百八万円

食品産業の発展による製造、加工技術等の高度化に伴い、食品の多様化、流通機構の複雑化等は著しく、加えて食品関係営業施設も増加の傾向にあるので、監視指導の効率化と営業者自身による自主的な管理体制を高め、安全な食品の確保を図ります。

☆保養温泉地施設整備補助事業……………千三百七十一万円

温泉の公共的利用の増進を図るため、保養温泉地の指定を受けた南小国町の保養施設の建設に伴い事業費を助成します。

き地診療所の設置運営診療所の兼任管理、歯科特別診療などへき地住民の医療の確保を図ります。

★献血事業の推進……………千七十九万円

輸血用に必要な血液は年々増加しております。このため献血思想の普及ならび

に採血源の開拓につとめます。

なお、本年度も前年に引き続き献血申込者の血液を検査し、その結果を「健康管理カード」として作成し、各人に通知します。

★市町村母子保健対策……………